

築上町告示第145号

令和4年第5回築上町議会臨時会を次のとおり招集する

令和4年11月4日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 令和4年11月14日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

江本 守君	吉原 秀樹君
北代 恵君	宗 晶子君
丸山 年弘君	池永 巖君
鞆野 希昭君	工藤 久司君
武道 修司君	池亀 豊君
田村 兼光君	信田 博見君
田原 宗憲君	塩田 文男君

○応招しなかった議員

令和4年 第5回 築上町議会臨時会 会議録 (第1日)

令和4年11月14日 (月曜日)

議事日程 (第1号)

令和4年11月14日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告 (提出された案件の報告)
- 日程第4 議案第80号 令和4年度築上町一般会計補正予算 (第7号) について
- 日程第5 議案第81号 令和4年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第6 議案第82号 令和4年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第7 議案第83号 令和4年度築上町水道事業会計補正予算 (第3号) について
- 日程第8 議案第84号 令和4年度築上町下水道事業会計補正予算 (第2号) について
- 日程第9 議案第85号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第86号 物品売買契約の締結について
- 日程第11 議案第87号 物品売買契約の締結について
- 日程第12 議案第88号 工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更について
- 日程第13 議案第89号 人権擁護委員の推薦について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告 (提出された案件の報告)
- 日程第4 議案第80号 令和4年度築上町一般会計補正予算 (第7号) について
- 日程第5 議案第81号 令和4年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第6 議案第82号 令和4年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第7 議案第83号 令和4年度築上町水道事業会計補正予算 (第3号) について

- 日程第8 議案第84号 令和4年度築上町下水道事業会計補正予算（第2号）について
 日程第9 議案第85号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第10 議案第86号 物品売買契約の締結について
 日程第11 議案第87号 物品売買契約の締結について
 日程第12 議案第88号 工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更について
 日程第13 議案第89号 人権擁護委員の推薦について

出席議員（12名）

1番 江本 守君	3番 北代 恵君
4番 宗 晶子君	5番 丸山 年弘君
6番 池永 巖君	8番 工藤 久司君
9番 武道 修司君	10番 池亀 豊君
11番 田村 兼光君	12番 信田 博見君
13番 田原 宗憲君	14番 塩田 文男君

欠席議員（2名）

2番 吉原 秀樹君	7番 鞆野 希昭君
-----------	-----------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君	次長 横内 秀樹君
書記 小野 聖佳君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 新川 久三君	副町長 …………… 八野 紘海君
教育長 …………… 久保ひろみ君	総務課長 …………… 椎野 満博君
企画財政課長 …………… 元島 信一君	保険福祉課長 …………… 種子 祐彦君
上下水道課長 …………… 福田 記久君	学校教育課長 …………… 鍛冶 孝広君

午前10時00分開会

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足

数に達していますので、令和4年第5回築上町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（武道 修司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、宗晶子議員、5番、丸山年弘議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（武道 修司君） 日程第2、会議の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会の報告を求めます。塩田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（塩田 文男君） 議会運営委員会の報告をいたします。

11月11日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程案を決定いたしました。

会期は、本日11月14日、1日限りとすることが適当だと決定いたしましたので御報告いたします。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日11月14日の1日限りと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日11月14日の1日限りと決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（武道 修司君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第80号外9件です。

日程第4. 議案第80号

○議長（武道 修司君） ただいまより議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第80号令和4年度築上町一般会計補正予算（第7号）についてから、日程第13、議案第89号人権擁護委員の推薦についてまでを、会議規則第39条第

2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第80号から議案第89号までは委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

日程第4、議案第80号令和4年度築上町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（**元島 信一君**） 議案第80号令和4年度築上町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度築上町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり提出する。

令和4年11月14日、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第80号は、令和4年度築上町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額128億6,007万6,000円に1,363万7,000円を追加いたしまして、128億7,371万3,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、人事院勧告に伴う職員の人件費の増加と、それから人事異動に伴う人件費の補正ということで1,336万4,000円を一般会計で補正をして、同じく人事院勧告に伴う人件費ということで、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金も併せて補正に上げたところでございます。

歳入は普通交付税を充当すると、このように予定をしておるところでございます。

よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第80号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第80号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第81号

○議長（武道 修司君） 日程第5、議案第81号令和4年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第81号令和4年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和4年11月14日、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第81号令和4年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額21億5,172万円に1万7,500円を追加いたしました。歳入歳出の総額を21億5,000……。

○議長（武道 修司君） 町長、1万7,000円やなくて、17万。

○町長（新川 久三君） ああ、ごめんなさい。

17万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億5,189万5,000円と定めるものでございます。

歳出予算の主なものは、これは先ほどと一緒に、人事院勧告に伴う人件費の増17万5,000円でございます。

歳入については、一般会計からの繰入金17万5,000円を予定しておるところでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第81号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第81号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第82号

○議長（**武道 修司君**） 日程第6、議案第82号令和4年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（**元島 信一君**） 議案第82号令和4年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和4年11月14日、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第82号令和4年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本予算案は既定の歳入歳出予算の総額3億6,596万2,000円に9万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を3億6,606万円と定めるものでございます。

歳入歳出とも、前議案と同じく、人件費の人事院勧告に伴う増加でございます。

よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これより質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第82号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第

82号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第83号

○議長（武道 修司君） 日程第7、議案第83号令和4年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第83号令和4年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第3項の規定により、令和4年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和4年11月14日、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第83号令和4年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

本補正予算案は、既定の収益的収支予算の支出を22万円増額し、総額を4億9,439万2,000円に改めるものでございます。

内容は、前議案と同様、人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第83号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第83号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決されま

した。

日程第8 議案第84号

○議長（武道 修司君） 日程第8、議案第84号令和4年度築上町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第84号令和4年度築上町下水道事業会計補正予算（第2号）について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第3項の規定により、令和4年度築上町下水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和4年11月14日、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第84号令和4年度築上町下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

本予算案は、既定の収益的収支予算の支出を18万6,000円増額いたしまして、総額を6億1,902万円に改めるものでございます。

また、既定の資本的収支予算の支出を3万8,000円増額し、総額を4億9,008万7,000円に改めるものでございます。

いずれも人勸に伴う人件費の補正でございます。よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第84号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第84号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 8 5 号

○議長（武道 修司君） 日程第 9、議案第 8 5 号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 議案第 8 5 号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 1 月 1 4 日、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第 8 5 号は、築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、人事院が国家公務員の月例給の引上げ（平均引上率が 0.3%）及び勤勉手当支給月数の引上げ（0.1 か月分）を勧告をしました。これに伴い、地方行財政の状況等と、それから地域の実情を踏まえて、人勸を尊重しながら、適切な改正を行うために、職員の給与条例を改正するように別紙のとおりいたしましたものでございます。

よろしく御審議の上、御承認を頂きますようお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第 8 5 号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第 8 5 号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 5 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 8 6 号

○議長（武道 修司君） 日程第 10、議案第 8 6 号物品売買契約の締結についてを議題といたし

ます。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第86号物品売買契約の締結について、町民配布用JCBギフトカード購入について、次のように物品売買契約を締結するものとする。

令和4年11月14日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第86号は、物品売買契約の締結についてでございます。

本案は、物品売買契約の締結についてでございますが、町民配布用JCBギフトカードの購入でございます。

本売買契約は、令和4年10月25日に1者随意契約による見積徴収を行った結果、株式会社ジェーシービーが消費税込み4,383万4,715円で落札をいたして、仮契約をしておるものでございます。

なお、JCBギフトカードは市場価格は一定であり、一般競争入札または指名競争入札に付する必要がなく、競争入札に適しないものであることから、また当該物品を一度に大量購入する必要があり、かつ、発行元からの購入によることで手数料も低廉に抑えることができ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び築上町財務規則第79条第2号の規定に基づき、随意契約とさせていただいたものでございます。

よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 議運のときに大体いろんな説明をしていただきましたので、どうしてJCBカードになったのかとか、いつぐらい配布を予定するのかの説明ぐらいはこの議会でしたほうがいいと思いますので、そのあたりの説明を求めます。

○議長（武道 修司君） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。

まず最初に、JCBのギフトカードになった経緯について御説明申し上げます。

今現在、産業課のほうで生活応援券ということで、まだ全世帯のほうには配布が完了しておりませんけれども、今、事業を行ってる最中でございます。その分の換金の期限が1月31日までとなっております。そして、今、商工会のほうに業務委託を行っておりますので、その換金が終了するのが、3月31日までに終了しないとこの事業が完了しないというふうになっております。

今回も、また、生活応援券ということで、そのようなことも職員の中で議論をしたんですけども、商工会のほうが一重になる、また商工会もプレミアム商品券等を発行してるということで、3月31日までに換金が難しいというような御回答頂きましたので、プッシュ型ということでJ

C Bのギフトカードにした次第でございます。

また、J C Bさんを選んだ理由といたしましては、ギフトカードが他に2社、こちらのほうで考えましたところありますけども、J C Bさんのほうが発行事務手数料のほうが安価でありました。他の業者につきましては、1枚につき発行事務手数料を取られるということで、今回、発行枚数にいたしますと、1枚につきの発行枚数と、1件につき発行枚数ということであれば、そちらのほうが事務手数料等の分の費用がかからないということで、J C Bカードさんのギフトカードにした次第でございます。

2点目の今後のスケジュールなんですけども、本議会で議決を頂きましたら、今度、発送関係の業務について、郵便局さんと業務委託を行うようにしております。予算につきましては、先月の10月議会のほうで議決を頂いておりますので、その分で発送の業務委託を行う予定にしております。

ただ、郵便局さんと、予算議決後、ちょっと内々で打合せをしてるんですけども、今現在、郵便局さんのほうが、まだ産業課の生活応援券が11月いっぱいぐらいまで発送がかかると。年末にかけては、年賀状関係の集約と発送関係の分がちょっと忙しくて、町のほうから契約をしても、12月いっぱいまでに配布できるということとはできないというふうに難しいということですので、1月いっぱいまでに全町内に発送できるような形で今のところ考えている次第でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 今、課長が説明したとおり、今現在配っている商品券、あれが非常に郵便局のほうも大変だって話を聞きました。今回こういう予算がつかえましたよって話をちょっとしたところ、非常に厳しいですねということだったので、なるべくそのあたりは交渉しながら、早めに各世帯5,000円の配布をしていただきたいと思います。

確認なんですけど、商品券というのは、期限はたしかなかったですよ。そういうことで、配布を3月31日までにせにゃいかんという、そういうことであるのであれば、やはり期間的にも非常にタイトなので、執行部のほうも、担当課のほうも、そのあたりはしっかりやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第86号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第86号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第87号

○議長（武道 修司君） 日程第11、議案第87号物品売買契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第87号物品売買契約の締結について、町民配布用図書カード購入について、次のように物品売買契約を締結するものとする。

令和4年11月14日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第87号、これも物品売買契約の締結でございます。

本案は物品売買契約の締結で、町民配布用図書カードの購入でございます。令和4年10月25日に1者随意契約による見積徴収を行った結果、株式会社図書館流通センターが、これは消費税なしの非課税です。729万円で落札をし、仮契約をしておるところでございます。

図書カードは市場流通価格が一定であり、一般競争入札または指名競争入札に付する必要がなく、競争入札に適しないものであると。また、過去の納入実績を勘案し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び築上町財務規則第79条第2号の規定に基づき、随意契約とさせていただきます。

よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第87号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第87号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第88号

○議長（**武道 修司君**） 日程第12、議案第88号工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（**元島 信一君**） 議案第88号工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更について、令和4年7月1日付議案第67号をもって議決された築上町立八津田小学校建設工事⑧（旧校舎解体工事）の工事請負契約の締結に係る議決内容の一部を次のように改める。

令和4年11月14日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第88号は、工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更についてでございます。

本工事は八津田小学校建設工事の旧校舎解体工事でございますが、既に契約は令和4年6月15日付で入札を行って、消費税込みで8,121万3,000円で落札をして、令和4年7月1日に臨時議会において議決がされた案件でございます。

本案件は、産業廃棄物の実績が予定より上回ったということで、別紙、産業廃棄物変更数調書を一緒につけておりますけれども、これによって、契約変更を179万4,100円を増額して、契約額を8,300万7,100円に改めるものでございます。

よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第88号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第88号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第89号

○議長（**武道 修司君**） 日程第13、議案第89号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（**椎野 満博君**） 議案第89号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。

令和4年11月14日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第89号は、人権擁護委員の推薦についてでございます。

本案は、人権擁護委員、白川義尚氏が令和4年2月28日付で法務大臣に辞職届をしたために、新たに人権擁護委員として原田さつき氏を推薦することになりました。人権擁護委員法に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議を頂き、御同意をお願い申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） 本案は、人権擁護委員に原田さつき氏を推薦することについて、議会の意見を求める人事案件です。

会議規則第82条の規定により、電子表決システムで適任・不適任を決定したいと思います。

投票が終わるまで、議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（**武道 修司君**） ただいまの出席議員は12名です。

1番、江本守議員については、事務局が補佐をいたします。

議場内2か所にモニターがありますが、その画面が投票受付中になると投票ができるようになります。よろしく願いをいたします。

採決モードに切り替えますので、しばらくお待ちください。

投票は、無記名投票といたします。推薦することに適任と思われる方は賛成のボタンを、不適

任と思われる方は反対のボタンを押してください。なお、白票のボタンを押した場合は不適任とみなします。

ただいまより投票を開始いたします。それではボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（**武道 修司君**） ボタンを押されたか、再度確認だけ、よろしく願いいたします。

それでは、投票を締め切ります。

〔議場開鎖〕

○議長（**武道 修司君**） 投票の結果です。モニターを確認してください。

投票総数11票、賛成11票、反対ゼロ票、白票ゼロ票、したがって、議案第89号の人権擁護委員に原田さつき氏を推薦することについては、適任とすることに決定をいたしました。

ちょっとシステムを戻しますので、しばらくお待ちください。

○議長（**武道 修司君**） それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで令和4年第5回築上町議会臨時会を閉会をいたします。お疲れさまでした。

午前10時33分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員